特記事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報の提供を受けた場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

[別紙]

制定　平成１９年１２月１０日
改正　平成２０年　4月　1日
改正　平成２１年　4月　1日

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報（工事の施工のために乙が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号。以下「条例」という。）第１１条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、資料等を当該工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（１）　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

（２）　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第１１　乙は、条例第４４条、第４５条、第４７条及び第４８条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第１２　乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

水道工事仕様書

（四日市市上下水道局）

（設計図書優先順位）

第１条　設計図書等相互に差異のある場合の優先順位は下記のとおりとする。

１．　質疑応答書

２．　特記仕様書

３．　図面

４．　金抜き設計書

５．　共通仕様書

（共通仕様書）

第２条　本工事の施工にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」（平成１８年７月三重県）（四日市市上下水道局水道建設課にて縦覧）を準用する。

１．　官公庁への手続き等

（１）　道路交通障害を生じる場合は、請負者において所轄警察署で道路交通法による「道路の使用の許可」の手続きを行い。また、緊急車輌等の通行に支障を来す場合は、関係各機関（消防署等）に連絡し必要な手続きを行ないそれぞれの書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

２．　提出書類

（１）　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成１２年法律第104号）の対象となる工事については、契約書の別添文書の記載事項について工事担当課で確認を受けたうえで、契約書に綴り込むものとする。

（２）　請負金額が500万円以上の工事については、建設業退職共済制度の掛金収納書（入札日以降の日付の収納書）を監督職員に提出しなければならない。

（３）　環境マネジメントシステムの対象となる工事については、環境配慮依頼事項書、環境管理に係る配慮事項確認書を監督職員に提出しなければならない。

３．　産業廃棄物について

（１）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第137号）に基づく処分場及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）に基づく再生資源化施設に搬入しなければならない。

（２）　産業廃棄物処理業者名簿は、四日市農林商工環境事務所（三重県四日市庁舎）にて縦覧する。（三重県のホームページでも縦覧可能）

（３）　産業廃棄物管理表（マニフェスト）確認票（指定様式）を提出し、監督職員にマニフェスト（Ａ票及びＤ票もしくはＥ票）の確認を得なければならない。

（４）　建設副産物の処理を委託した場合は、委託契約書の写しを提出しなければならない。

４．　工事の下請負

（１）　工事の一部を下請け業者にて施工する場合は、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。

５．　付近居住者等への周知

（１）　請負者は、工事のため迷惑を及ぼす恐れのある付近の住民及び関係者に対し、工事施工に

ついて説明を行い、十分な協力が得られるよう努めなければならない。特に夜間工事、大規模工事等に伴い長期にわたり、付近の生活環境に多大な影響を与えると予想される場合は、広報紙等による広報により周知させなければならない。

6．　随時検査

（1）　請負者は、四日市市検査規程第８条第６項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督職員の指示に従い受検すること。

（特記仕様書）

第３条　前条のほか別記の特記仕様書を附す。

水道工事特記仕様書

第１条　（適用範囲）

本仕様書の適用範囲は「三重県公共工事共通仕様書」と共に本工事の施工にあたり、請負者が守らなければならない特記事項についての仕様書であり、共通仕様書と重複する事項については本仕様書が優先する。

第２条　（総則）

1．　石綿管の処理を伴う場合

（1）　「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」（平成 17 年８月厚生労働省健康局水道課）に従って、関係法令を遵守のうえ適切に処理しなければならない。

（2）　石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習修了者）を選任すること。なお、平成 18 年 3 月末までに特定化学物質等作業主任者技能講習を取得済みの場合は従来どおり作業主任者になることができるものとする。

（3）　石綿障害予防規則（平成 17 年省令第 25 号）に基づき、撤去等の作業における保護具の装着、石綿管分析試験等を行う場合はその費用について、当初積算では計上していないため、監督職員と協議のうえ設計変更を行うこととする。

2．　使用機械

（1）　当該工事に使用する建設機械は排出ガス対策型機械とする。なお、排出ガス対策型機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化総量の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすこととする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は設計変更を行うこととする。

3．　個人情報取扱

（1）　施工にあたり参考資料となる管路図、工事竣工図及び給水装置竣工図等は別紙の「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

4．　水道法に係る技術者の配置

（1）　配水本管布設（替）工事を施工するにあたっては技能者として、職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）に基づく２級配管技能士以上の資格を有する者、又は財団法人給水工事技術振興財団により、給水装置工事配管技能者講習会の修了証書を授与された者、あるいは社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に「耐震継手」で登録された者を適正配置し、

その旨を監督職員に届け出なければならない。

（２）　配水支細管布設（替）工事に伴い給水装置工事を施工する場合は、水道法施行規則第３６条（事業の運営の基準）に基づき、給水工事主任技術者及び技能者を適正に配置し、その旨を監督職員に届け出なければならない。ただし、技能者とは、職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）に基づく２級配管技能士以上の資格を有する者、又は財団法人給水工事技術振興財団により、給水装置工事配管技能者講習会の修了証書を授与された者とする。

５．　工程管理

（１）　請負者は、契約書第２条の規定に基づき工程は絶えず作業の実績と計画工程を対照して隣接工事または関連工事の請負者及び関係者（給水装置工事申込者等）と作業について相互に良く協議し全体の工程が円滑に進むように施工しなければならない。

６．　安全対策

（１）　請負者は、交通誘導員等の配置計画について、着手前に監督職員と協議しなければならない。

第３条　（管材料）

１．　請負材料について

（１）　資材は、できる限り市内業者から購入すること。

（２）　水道用資材は四日市市上下水道局承認材料製造業者の製品（以下「承認材料」という。）を使用すること。但し、設計図書に示された製品が承認材料でない場合は、材料使用承認願を提出しなければならない。

（３）　仕切弁及びバタフライ弁の開閉方向は、右開き、左閉じとする。

（４）　消火栓及びバルブの開閉方向は、左開き、右閉じとする。

２．　標準給水切替材料

（１）　給水管布設は水道用ポリエチレン二層管とする。

１）　表示記号

２０　　Ｘ　－　ＭＳ

↑　　↑　　↑

分岐口径　　延長　　形態

２）　給水管布設延長は２ｍ 、４ｍ 、６ｍ の三種類とする。

Ｘ＝２ｍ　　０　＜Ｘ＜３ｍ未満

Ｙ＝４ｍ　　３ｍ≦Ｙ＜５ｍ未満

Ｚ＝６ｍ　　５ｍ≦Ｚ

3)　形態は、次のとおりとする。

Ｓ＝止水栓取替

ＢＳ＝既設ポリエチレン管にＢ型ソケットで接続

ＭＳ＝メータ止水栓取替

ＭＳＫ＝メータ止水栓、筐の取替

４）　材料の内訳は次のとおりとする。

Ｓ＝

サドル分水栓（本管管種口径×分岐口径）１個

Ｂ型６０°ベンド（分岐口径）１個

B型ユニオンソケット（分岐口径）１個
甲型止水栓（分岐口径）１個
止水栓筐（H＝400 台付）１個
ポリエチレン管（分岐口径）X＝2.4m、Y＝4.4m，Z＝6.4m

ＢＳ＝
サドル分水栓（本管管種口径×分岐口径）１個
B型６０°ベンド（分岐口径）１個
B型ソケット（分岐口径）１個
ポリエチレン管（分岐口径）X＝2.4m、Y＝4.4m，Z＝6.4m

ＭＳ＝
サドル分水栓（本管管種口径×分岐口径）１個
B型６０°ベンド（分岐口径）１個
B型ユニオンソケット（分岐口径）１個
メーター止水栓（横型・分岐口径）１個
ポリエチレン管（分岐口径）X＝3.9m、Y＝5.9m、Z＝7.9m（宅内分を含む）

ＭＳＫ＝
サドル分水栓（本管管種口径×分岐口径）１個
B型６０°ベンド（分岐口径）１個
B型ユニオンソケット（分岐口径）１個
メーター止水栓（横型・分岐口径）１個
ポリエチレン管（分岐口径）X＝3.9m、Y＝5.9m、Z＝7.9m（宅内分を含む）
メーター筐（鋳鉄・分岐口径 20 は 13-20-Y-20・分岐口径 25 は 25-Y-25）１個

３．標準仮設給水切替材料

（１）　給水管布設は水道用ポリエチレン二層管とする。

１）　表示記号

K	２０	X －	M
↑	↑	↑	↑
仮設	分岐口径	延長	形態

２）　給水管布設延長は２ｍ 、４ｍ 、６ｍ の三種類とする。

X＝２ｍ	０　＜X＜３ｍ未満
Y＝４ｍ	３ｍ≦Y＜５ｍ未満
Z＝６ｍ	５ｍ≦Z

3)　形態は、次の二形態とする。

Ｓ＝中間で甲止水栓を使用し公道の既設止水栓への接合、または既設引込管へのソケット接合

Ｍ＝中間で甲止水栓を使用しメータへの接合、またはメータ止水栓でメータへの接合

４）　標準材料の内訳は次のとおりとする。

Ｓ＝（本管管種内面被覆鋼管）
ライニング異形チーズ（本管管種口径×分岐口径）１個
B型オネジ（分岐口径）１個
B型ユニオンソケット（分岐口径）２個
B型ソケット（分岐口径）１個

甲型止水栓（分岐口径）１個
保温カバー（表皮付分岐口径）Ｘ＝2.0m、Ｙ＝4.0m，Ｚ＝6.0m
ポリエチレン管（分岐口径）Ｘ＝2.0m、Ｙ＝4.0m，Ｚ＝6.0m

Ｍ＝（本管管種内面被覆鋼管）
ライニング異形チーズ（本管管種口径×分岐口径）１個
Ｂ型オネジ（分岐口径）１個
Ｂ型６０°ベンド（分岐口径）１個
Ｂ型ユニオンソケット（分岐口径）２個
甲型止水栓（分岐口径）１個
保温カバー（表皮付分岐口径）Ｘ＝2.0m、Ｙ＝4.0m，Ｚ＝6.0m
ポリエチレン管（分岐口径）Ｘ＝2.0m、Ｙ＝4.0m，Ｚ＝6.0m

Ｓ＝（本管管種ポリエチレン管）
Ｂ型異形チーズ（本管管種口径×分岐口径）１個
Ｂ型ユニオンソケット（分岐口径）２個
Ｂ型ソケット（分岐口径）１個
甲型止水栓（分岐口径）１個
保温カバー（表皮付分岐口径）Ｘ＝2.0m、Ｙ＝4.0m，Ｚ＝6.0m
ポリエチレン管（分岐口径）Ｘ＝2.0m、Ｙ＝4.0m，Ｚ＝6.0m

Ｍ＝（本管管種ポリエチレン管）
Ｂ型異形チーズ（本管管種口径×分岐口径）１個
Ｂ型６０°ベンド（分岐口径）１個
Ｂ型ユニオンソケット（分岐口径）２個
甲型止水栓（分岐口径）１個
保温カバー（表皮付分岐口径）Ｘ＝2.0m、Ｙ＝4.0m，Ｚ＝6.0m
ポリエチレン管（分岐口径）Ｘ＝2.0m、Ｙ＝4.0m，Ｚ＝6.0m

第４条　（管路）

１．　布設管の表示

（１）　道路に埋設する口径７５mm 以上の管には承認材料の表示テープを貼り付けること。なお表示テープには西暦が記載されているが暦の年とは別に施工年度にあわせて使用すること。

（２）　管の位置表示及び事故防止のため、埋め戻し作業中に十分転圧後所定の位置に埋設標識シートを下記の要領で埋設しなければならない。

１）　埋設深度は道路面より３０cm～５０cm の位置とし、転圧の後、敷設すること。

２）　埋設標識シートの継ぎ目は、必ず５０cm 以上重ね合わすこと。

３）　埋設標識シートは全ての管種でアルミ箔入りを使用すること。

４）　給水装置を除く公道下に布設する管路に埋設すること。但し、給水装置であってもφ４０mm 以上についてはこの限りではないものとする。

２．　鋳鉄管の外面防食

（１）　土と接する鋳鉄管及び仕切弁等は承認材料のポリエチレンスリーブで被覆すること。但し、仮設配管の鋳鉄管及び仕切弁等は原則として被覆しないものとする。

（２）　被覆作業は日本ダクタイル鉄管協会発行の「ダクタイル管用ポリエチレンスリーブ施工要領書」により施工しなければならない。

３．　鋳鉄管の切断

（１）　管の切断は、管に対して直角に行うこと。

（２）　管の切断は、内面の塗膜等に悪影響を及ぼす恐れのある切断機を使用してはならない。また切断面には承認材料の防錆塗料を塗布すること。

（３）　連絡する既設管の切断においても上記と同様に行うこと。

４．　不断水連絡

（１）　割Ｔ字管取付部既設管表面に付着している錆、土砂等を除去して平滑にし、トルクレンチを使用して各部均等に締付けること。

（２）　基礎工及び穿孔機仮受台は堅固に設置し、作業中割Ｔ字管を移動させてはならない。

（３）　配水管布設における割Ｔ字管の取り出し部の管軸は水平を原則とする。但し、埋設物等の関係で水平にできないときは監督職員の指示を受けること。

（４）　割Ｔ字管取付後は、ゴムパッキンの異常の有無を確かめて監督職員の指示により水圧試験を行うこと。

（５）　穿孔完了後、切断片の有無を確認すること。

５．　硬質塩化ビニル管の接合

（１）　硬質塩化ビニル管と硬質塩化ビニル管の接合はゴムリング接合とＴＳ接合とする。

（２）　ゴムリング接合は次の要領で行うこと。

１）　管の切断に際しては、切断箇所に標線をいれ、管軸に直角に切断し、切断面を平ヤスリまたは、面取りカッターを用いて 15°の角度で管厚の 1／2 まで面取りをすること。

２）　接続時の管挿入長さの目安とするため差口管に挿入長さを記入すること。

３）　管差し口外面及び管継手受け口内面の汚れ（油、水分等）を乾いた布等で拭き取ること。

４）　ゴム輪は正確に装着し承認材料の滑材を塗布し、挿入器で標線まで
挿入しなければならない。

５）　挿入完了後、受口に隙間ゲージまたは金属管薄板を差し込んでゴム輪が全円周にわたって、正しい深さにあるかどうかを確認しなければならない。

（３）　ＴＳ接合は次の要領で行うこと。

１）　管の切断に際しては、切断箇所に標線をいれ、管軸に直角に切断し、バリなどを平に仕上げ、切断面の内外周は細く面取りをすること。

２）　接続時の管挿入長さの目安とするため差口管に挿入長さを記入すること。

３）　管差し口外面及び管継手受け口内面の汚れ（油、水分等）を乾いた布等で拭き取ること。

４）　接着剤は標線以上にはみださないように、またできるだけ薄く塗り、塗り漏らしのないようにすること。

５）　接着剤を塗布したら、乾燥しないうちに管をまっすぐ一気にひねらず差し込み標準押さえ時間以上保持すること。

６）　接合直後に、接合部に曲げ応力など無理な力を加えないこと。

７）　配管完了後には、管内に溜まっている溶剤揮発分をそのまま放置することなく、出来るだけ速やかに排出させること。

８）　硬質塩化ビニル管の通水は最終の接着接合が完了してから、１時間以上を経過した後行うものとする。

（４）　接着剤の品質及び取扱いは次のとおりとする。

１）　接合に使用する接着剤は承認材料とすること。
２）　接着剤は可燃物であるから、火気のある場所で取り扱わないこと。
３）　使用後は密封し、冷暗の場所に保管すること。

６．　ポリエチレン管の接合

（１）　接合については管の傷及び変形部分を避け管軸に対して、直角に切断し端面は面取り器を使用し仕上げること。

（２）　継手は承認材料を使用すること。

７．　鋼管の接合

（１）　鋼管の接合は、ねじ接合、溶接接合、フランジ接合及びドレッサーカップリング等とする。

（２）　ねじ接合は、ねじ切りの後、そのねじ部にシールテープを 1／3 幅ラップに巻きつけ継手にねじ込んで接合する。なお継手には所定の規格品を使用しなければならない。

（３）　鋼管の接合用ねじは、ＪＩＳＢ０２０３（管用テーパねじ）とする。

（４）　ライニング鋼管等の接合に際して次のことに注意すること。

１）　ねじ切り機は、自動切り上げ装置付のものを用いる。また管の切断は、丸鋸盤または帯鋸盤を用いて管に直角に切断する。自動金切り鋸盤で行う場合、切断部が局部的に高い熱を持ち樹脂部が変質、はく離する恐れがあるので注意を要する。なおパイプカッターを使用しないこと。

２）　ねじきりの際は切削油を必ず用いること。なお切削油の浸入を防ぐため管端部に木栓等を差し込んで行うこと。この場合の切削油も承認材料を使用すること。

３）　ねじきり機を使用する際、一度に深く切り込まないこと。

４）　ねじきりの際、生じたまくれ等はヤスリ等で取り除き、切断面、ねじ部に付着した切削油、切粉等は布等で十分に除去すること。

５）　直管を継手にねじ込む場合は、コーティング継手の外面被膜に傷がつかないようゴム板等をあて保護すること。

６）　管に火気あるいは熱源を近づけることは避けること。

８．　弁類の据付

（１）　弁、筐の据え付けは、沈下、傾斜及び開閉軸の編心を生じないよう路面に合わせ入念に行なわなければならない。

（２）　基礎砕石の形状寸法は次のとおりとする。

１）　仕切弁（円形１号）、バルブ（円形１号）は、直径６０cm 厚み１０cm とする。

２）　単口消火栓（円形３号）、空気弁φ25mm（円形３号）は、直径８０cm 厚み２０cm とする。

３）　空気弁付消火栓φ75mm（円形４号）、空気弁φ75mm（円形４号）は、直径９０cm 厚み２０cm とする。

４）　大型仕切弁（ＭＲ－２９は、幅 1.0m長さ 1.3m厚み３０cm とする。

（３）　弁類の鉄蓋据え付け後に使用した仕切弁の種類及び役割によって識別できるように、鉄蓋の裏面を下記のとおり色別のペンキで塗布しなければならない。

１）　ソフトシール弁は白色とする。

２）　泥吐弁は赤色とする。

３）　調整弁は黄色とする。

４）　簡易仕切弁は青色とする。

（４） 消化栓鉄蓋の開閉方向は原則として車道側から歩道側に開けられるように設置しなければならない。

（５） 補修弁の開閉装置は、原則として歩道側に設置しなければならない。

（６） 弁栓類は閉止し消火栓用補修弁は開放の状態で設置しなければならない。

（７） 消火栓の据付けについて、スピンドルのキャップ天端から鉄蓋表面までの高さが 15cm ±5cm の範囲となるように設置しなければならない。

（８） 逆止弁の設置については流れの方向を必ず確認しなければならない。

９． 現場管理

（１） 管の内面は常に清潔に保ち、土砂、汚水、異物等の混入を防ぐために、日々布設作業終了後に管蓋を設置し管理しなければならない。

10. 既設管との連絡工事

（１） 連絡工事前に広報文書「水道断水のお知らせ」（四日市市上下水道局様式）を配布し関係者の周知に務めなければならない。

（２） 既設管の切断に先立ち監督職員立会いのうえ管種等を調べ、設計図書に指示された連絡管であることを確認しなければならない。

（３） 連絡工事は、住民に多大の迷惑を及ぼすものであり、また、断水時間に制約されるので円滑な作業ができるよう規模に応じた十分な専門技術者（技能者）を配置し、排水ポンプその他の器材を準備し、監督職員の指示により、迅速、確実に作業を進捗し作業時間までに必ず完了するように努めなければならない。

（４） 請負者は、監督職員の指示により断水作業を手伝うものとし、弁栓類の操作にあたっては事前に仕切弁、消火栓、排水溝等の機能を点検するとともに水撃の起こらないよう、また、スピンドルを損傷することのないよう慎重に操作しなければならない。

11. 給水装置

（１） 給水装置の施工にあたり「給水装置工事施工指針」（四日市市上下水道局）を遵守しなければならない。

（２） 工事完了後に給水切替表（四日市市上下水道局様式）の各項目を記入し監督職員に提出しなければならない。

12. 水圧試験

（１） 管内に充水後、水圧試験を行い 0.74Ｍｐａ～0.98 Ｍｐａの水圧を加えて１５分間そのままの水圧を保ち、漏水の確認を行うものとする。なお、通常は 0.74Ｍｐａ（低圧区域）とするが、高圧区域（常圧 0.60 Ｍｐａ以上）については、0.98 Ｍｐａとする。但し、上記の水圧が不適当な場合、水圧試験が実施できない、または試験水圧が保持できない場合等は、改めて監督職員の指示をうけなければならない。

（２） 水圧試験を実施する時は、原則として監督職員の立会いを求めなければならない。

（３） 水圧試験結果は、別に定める水圧試験報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

（４） 水圧試験完了後は管内水を採水し、規定の残留塩素の検出を確認しなければならない。

13. 防食テープ巻工

（１） 鋼面はワイヤブラシ等で浮き錆をこすり落とし、その他の付着物を十分に除去し、清掃しなければならない。

（２） フランジ部または溶接部の凹凸のある部分は防食マスチック等で埋め、テープの巻き付けやすいように仕上げなければならない。

（３）　テープは少し引っ張り加減で１／２回重ね巻きとすること。
（４）　巻き終わった後、鋼面へのなじみをよくするため、テープ表面のラップ部分がわからなくなるまで十分になでつけること。

14.　防食ビニルテープ巻工

（１）　テープは１／２回重ね巻きとすること。

15.　工事施工により生じた管、弁類等の現場発生品（撤去品）については、指定の廃品回収業者に搬入し、検量報告書を受け取った後、撤去品返納票に検量報告書を添えて四日市市上下水道局へ提出しなければならない。

第５条　（水管橋塗装（塗替え））

１．　使用塗装色（日本塗料工業会）年記号は年度により変更

（１）　下塗り　（さび色）
（２）　中塗り　配管、歩廊、手摺　（Ｔ７２－８０Ｄ）
　　橋台、橋脚　（Ｔ０７－６０Ｔ）
（３）　上塗り　配管、歩廊、手摺　（Ｔ６９－６０Ｌ）
　　橋台、橋脚　（Ｔ０５－４０Ｖ）

２．　塗装仕様（工程）

（１）　素地調整　ケレン種別は設計図書によるものとする。
（２）　下塗り　鋼構造物用塗料（１回塗り）変性エポキシ樹脂系塗料
（３）　中塗り　鋼構造物用塗料（１回塗り）二液性ポリウレタン樹脂塗料用
（４）　上塗り　鋼構造物用塗料（１回塗り）二液性ポリウレタン樹脂塗料
（５）　請負者は、各工程完了後において、段階確認を受けなければならない。

３．　塗装記録

（１）　口径 200mm以上については、水管橋番号（No○○）、塗料名（下塗り、中塗り、上塗り）塗装年月（西暦）、塗装業者を表示するものとする。
（２）　口径 150mm以下については、水管橋番号（No○○）のみ表示するものとする。
（３）　ステンレス鋼鋼管については、水管橋番号（No○○）のみ表示するものとする。

第６条　（図面作成）

１．　竣工図面

（１）　請負者は、工事が完了したら、Ａ２、Ａ３版を標準としマイクロ撮影可能な紙質で工事竣工図を１部作成し提出しなければならない。
（２）　竣工図はむやみに余白を生じたり、圧縮したりせず作図する内容と量により適切な作図技法を用い、文字及び線がＡ３版に縮小したときに、判読できることを原則とする。

２．　作図上の表示

（１）　方位、流水方向の記入
　１）　各図とも原則として方位は北を図面の上方とする。但し、原則によりがたい場合はこの限りではないが、方位は必ず記載すること。
　２）　河川、水路を横断する場合は平面図に流水方向を、また側面図に右岸・左岸を表示すること。

３．　管路、施工区分の表示方法

（１）　平面図に表示する管、弁類並びに施工区分（新設、撤去等）は次の基準により行う。

１）　施工を新設、撤去、廃止、既設、別途施工に区分する。

２）　区分ごとの図上表示は次のとおり線形で表示し、記入管路にそって上（または下）に区分名称を記載する。

新設管 ━━━━━━━━━━（管路表示記号で太く）

撤去管 ----------（破線で細く）管表示の上に撤去と記入

廃止管 ----------（破線で細く）管表示の上に廃止と記入

既設管 ━━━━━━━━━━（管路表示記号で細く）管表示の上に既設と記入

別途施工－－－ー－－ー－－ー－－－（二点鎖線で細く）管表示の上に別途施工と記入

３）　区分名称が記入管路にそって記載できない場合は引出し線を用いて記載する。また、施工区分が明瞭なときは記載しなくてもよい。

２．　口径、管種の表示

（１）　施工区分名称の次に「管径表示記号」を用いて、口径、管種の順序で記載する。

（記載例）

（口径）（管種）
φ100　ＣＩＰ
━━━━━━━━━━

（口径）（管種）
φ100　ＶＰ
━━━━━━━━━━

（２）　撤去管、廃止管に管種、口径、延長の表示、撤去管と廃止管については施工区分名称の次に「管径表示記号」による、管種記号と口径及び延長（m単位で小数点以下１位とする）を記載する。

（記載例）

（口径）（管種）（延長）
撤去　φ100　CIP　（25.0）

（口径）（管種）（延長）
廃止　φ100　CIP　（25.0）

３．　表示基準記号

（１）　管、弁栓類の表示は四日市市上下水道局表示記号による。

第７条　（暴力団等不当介入に関する事項）

１．　契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は、次のとおりとする。

（１）　四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

（２）　暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

１）　断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、捜査上必要な協力をすること。

２）　契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害

が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（３）　上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止等の措置を講ずる。

四日市市上下水道局表示記号

主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル
[ﾀﾞｸﾀｲﾙ]-[K形]					
DCIP K形 1種 直管(内面ﾓﾙﾀﾙ)		DCIP K形 継ぎ輪/ (普通圧形特押)		特殊割押輪	
DCIP K形 1種 直管(内面ﾓﾙﾀﾙ)/ (普通圧形特押)		DCIP K形 継ぎ輪/ (高圧形特押)		補強割金具	
DCIP K形 1種 直管(内面ﾓﾙﾀﾙ)/ (高圧形特押)		DCIP K形 継ぎ輪(乙)/ (普通圧形特押)			
DCIP K形 2種 直管(内面ﾓﾙﾀﾙ)					
DCIP K形 2種 直管(内面ﾓﾙﾀﾙ)/ (普通圧形特押)		DCIP K形 短管1号(RF7.5K)/ (普通圧形特押)			
DCIP K形 2種 直管(内面ﾓﾙﾀﾙ)/ (高圧形特押)		DCIP K形 短管1号(RF7.5K)/ (高圧形特押)			
DCIP K-KF形 DPF 直管		DCIP K形 短管2号(RF7.5K)			
DCIP K-KF形 DPF 直管/ (普通圧形特押)					
DCIP K-KF形 DPF 直管/ (高圧形特押)		DCIP K形 栓			
DCIP K-NS形 1種 直管					
DCIP K-NS形 1種 直管/ (普通圧形特押)		DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K)/ (普通圧形特押) 空気弁			
DCIP K-NS形 1種 直管/ (高圧形特押)		DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K)/ (高圧形特押) 空気弁			
DCIP K-S形 1種 直管			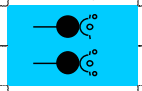		
DCIP K-S形 1種 直管/ (普通圧形特押)					
DCIP K-S形 1種 直管/ (高圧形特押)		DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K)/ (普通圧形特押) 消火栓			
DCIP K-SⅡ形 1種 直管		DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K)/ (高圧形特押) 消火栓			
DCIP K-SⅡ形 1種 直管/ (普通圧形特押)			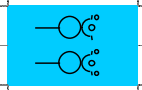		
DCIP K-SⅡ形 1種 直管/ (高圧形特押)					
		DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K)/ (普通圧形特押) 空気弁付消火栓			
DCIP K形 三受十字管/ (普通圧形特押)		DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K)/ (高圧形特押) 空気弁付消火栓			
DCIP K形 三受十字管/ (高圧形特押)			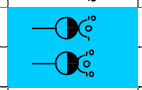		
DCIP K形 二受T字管/ (普通圧形特押)		DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K) 浅層埋設/(普通圧形特押) 空気弁			
DCIP K形 二受T字管/ (高圧形特押)		DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K) 浅層埋設/(高圧形特押) 空気弁			
			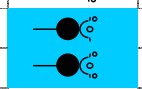		
DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K)/ (普通圧形特押)					
DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K)/ (高圧形特押)		DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K) 浅層埋設/(普通圧形特押) 消火栓			
		DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K) 浅層埋設/(高圧形特押) 消火栓			
DCIP K形 仕切弁副管A1号(RF7.5K)/ (高圧形特押)			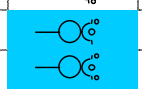		
DCIP K形 仕切弁副管A2号(RF7.5K)					
		DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K) 浅層埋設/(普通圧形特押) 空気弁付消火栓			
DCIP K形 受挿し片落管/ (普通圧形特押)		DCIP K形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(RF7.5K) 浅層埋設/(高圧形特押) 空気弁付消火栓			
DCIP K形 受挿し片落管/ (高圧形特押)			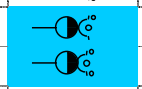		
DCIP K形 挿し受片落管/ (普通圧形特押)					
DCIP K形 挿し受片落管/ (高圧形特押)					
		DCIP K形 乙字管/ (普通圧形特押)			
DCIP K形 曲管 90° / (普通圧形特押)		DCIP K形 乙字管/ (高圧形特押)			
DCIP K形 曲管 90° / (高圧形特押)					
DCIP K形 曲管 45° / (普通圧形特押)					
DCIP K形 曲管 45° / (高圧形特押)					
DCIP K形 曲管 22° 1/2/ (普通圧形特押)					
DCIP K形 曲管 22° 1/2/ (高圧形特押)					
DCIP K形 排水T字管/ (普通圧形特押)					
DCIP K形 排水T字管/ (高圧形特押)					

四日市市上下水道局 表示記号

主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル
[ﾀﾞｸﾀｲﾙ]-[NS形]		[ﾀﾞｸﾀｲﾙ]-[KF形]		[ﾀﾞｸﾀｲﾙ]-[SⅡ形]	
DCIP NS形 1種 直管		DCIP KF形 DPF 直管(内面ﾓﾙﾀﾙ)		DCIP SⅡ形 1種 直管(内面ﾓﾙﾀﾙ)	
DCIP NS形 1種 直管(ﾗｲﾅ付)		DCIP KF-K形 1種 直管		DCIP SⅡ形 1種 直管(内面ﾓﾙﾀﾙ) /(ﾗｲﾅ付)	
DCIP NS形 S種 直管		DCIP KF-S形 1種 直管		DCIP SⅡ-K形 1種 直管	
DCIP NS形 S種 直管(ﾗｲﾅ付)		DCIP KF-SⅡ形 1種 直管		DCIP SⅡ-K形 1種 直管/(ﾗｲﾅ付)	
DCIP NS-K形 1種 直管				DCIP SⅡ-KF形 DPF 直管	
DCIP NS-K形 1種 直管(ﾗｲﾅ付)		DCIP KF形 三受十字管	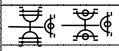	DCIP SⅡ-KF形 DPF 直管/(ﾗｲﾅ付)	
DCIP NS-SⅡ形 1種 直管				DCIP SⅡ-NS形 1種 直管	
DCIP NS-SⅡ形 1種 直管(ﾗｲﾅ付)		DCIP KF形 二受T字管	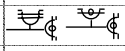	DCIP SⅡ-NS形 1種 直管/(ﾗｲﾅ付)	
DCIP NS形 三受十字管		DCIP KF形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(GF7.5K)		DCIP SⅡ形 三受十字管	
DCIP NS形 二受T字管		DCIP KF形 受挿し片落管		DCIP SⅡ形 二受T字管	
		DCIP KF形 挿し受片落管	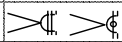		
DCIP NS形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管 (GF7.5K)				DCIP SⅡ形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(GF7.5K)	
		DCIP KF形 曲管 90 °			
DCIP NS形 受挿し片落管		DCIP KF形 曲管 45 °		DCIP SⅡ形 受挿し片落管	
DCIP NS形 挿し受片落管		DCIP KF形 曲管 22 ° 1/2		DCIP SⅡ形 挿し受片落管	
		DCIP KF形 曲管 11 ° 1/4			
DCIP NS形 曲管90 °		DCIP KF形 曲管 5 ° 5/8		DCIP SⅡ形 曲管 90 °	
DCIP NS形 曲管45 °				DCIP SⅡ形 曲管 45 °	
DCIP NS形 曲管22 ° 1/2		DCIP KF形 短管1号(GF7.5K)		DCIP SⅡ形 曲管 22 1/2 °	
DCIP NS形 曲管11 ° 1/4		DCIP KF形 短管2号(GF7.5K)		DCIP SⅡ形 曲管 11 1/4 °	
DCIP NS形 曲管5 ° 5/8				DCIP SⅡ形 曲管 5 5/8 °	
ﾛﾝｸﾞﾍﾞﾝﾄﾞ NS形45 °		DCIP KF形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(GF7.5K)/ 空			
ﾎﾞｰﾙ付ﾍﾞﾝﾄﾞ NS形				DCIP SⅡ形 継ぎ輪	
		DCIP KF形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(GF7.5K)/ 消			
DCIP NS形 継輪				DCIP SⅡ形 短管1号(GF7.5K)	
DCIP NS形 継輪(特殊割押輪)		DCIP KF形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(GF7.5K)/ 空消		DCIP SⅡ形 短管2号(GF7.5K)	
DCIP NS形 短管1号 (GF7.5K)				DCIP SⅡ形 栓	
DCIP NS形 短管2号 (GF7.5K)					
				DCIP SⅡ形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(GF7.5K)/空	
DCIP NS形 帽					
DCIP NS形 栓				DCIP SⅡ形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(GF7.5K)/消	
DCIP NS形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管 (GF7.5K) / 空気弁				DCIP SⅡ形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管(GF7.5K)/空消	
	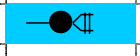				
DCIP NS形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管 (GF7.5K) / 消火栓					
DCIP NS形 ﾌﾗﾝｼﾞ付T字管 (GF7.5K) / 空気弁付消火栓					

主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル
[ﾀﾞｸﾀｲﾙ]-[S形]		[ﾀﾞｸﾀｲﾙ]-[F形]			
DCIP S形 1種 直管(内面ﾓﾙﾀﾙ)		DCIP ﾌﾗﾝｼﾞ片落管 (RF7.5K)			
DCIP S-K形 1種 直管					
DCIP S-KF形 DPF 直管		DCIP ﾌﾗﾝｼﾞ曲管90° (RF7.5K)			
		DCIP 仕切弁副管B1号 (RF7.5K)			
DCIP S形 継ぎ輪		DCIP 仕切弁副管B2号 (RF7.5K)			
		合ﾌﾗﾝｼﾞ			
		合ﾌﾗﾝｼﾞ ｺｱ付			
		DCIP ﾌﾗﾝｼﾞ短管 (RF7.5K)			
		DCIP らっぱ口 (RF7.5K)			
		DCIP ﾌﾗﾝｼﾞふた (RF7.5K)			

四日市市上下水道局 表示記号

主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル
[ﾋﾞﾆﾙ]-[TS]		[ﾋﾞﾆﾙ]-[RR]		[異種管継ぎ輪類]-[ﾌﾟﾚｰﾝ]	
HI ﾋﾞﾆﾙ管		ｺﾞﾑ輪形 HIﾋﾞﾆﾙ管		CAｼﾞｮｲﾝﾄ(抜止付)	
		ｺﾞﾑ輪形 HIﾋﾞﾆﾙ管/(金具付)			
HI ﾁｰｽﾞ				異種管継手 CVS	
		ｺﾞﾑ輪形 HI 90 ° ﾍﾞﾝﾄﾞ			
HI ｴﾙﾎﾞ		ｺﾞﾑ輪形 HI 45 ° ﾍﾞﾝﾄﾞ		異種管継手 CVS-A	
		ｺﾞﾑ輪形 HI 22 ° 1/2 ﾍﾞﾝﾄﾞ			
HI ｿｹｯﾄ		ｺﾞﾑ輪形 HI 11 ° 1/4 ﾍﾞﾝﾄﾞ		HILA型ｿｹｯﾄ	
		ｺﾞﾑ輪形 HI 5 ° 5/8 ﾍﾞﾝﾄﾞ			
HI ﾊﾞﾙﾌﾞｿｹｯﾄ				N継手	
		ｺﾞﾑ輪形 HI ｿｹｯﾄ			
HI ｷｬｯﾌﾟ		ｺﾞﾑ輪形 HI 片挿しｿｹｯﾄ		MCﾕﾆｵﾝ	
		THｸﾞﾘｯﾌﾟｷｬｯﾌﾟ			

四日市市上下水道局 表示記号

主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル
[鋼管]-[ﾌﾟﾚｰﾝ]					
(PD継手)		(管端防蝕継手)		(ﾗｲﾆﾝｸﾞ継手)	
PD直管		管端防蝕 ﾁｰｽﾞ		ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	
		管端防蝕 異径ﾁｰｽﾞ			
PD形 ﾁｰｽﾞ				ﾗｲﾆﾝｸﾞ ﾁｰｽﾞ	
PD形 異径ﾁｰｽﾞ		管端防蝕 異径ｿｹｯﾄ		ﾗｲﾆﾝｸﾞ 異径ﾁｰｽﾞ	
		管端防蝕 ｴﾙﾎﾞ		ﾗｲﾆﾝｸﾞ 異径ｿｹｯﾄ	
PD形 異径ｿｹｯﾄ		管端防蝕 異径ｴﾙﾎﾞ			
		管端防蝕 45 ° ｴﾙﾎﾞ		ﾗｲﾆﾝｸﾞ ﾌﾞｯｼﾝｸﾞ	
PD形 ｴﾙﾎﾞ					
PD形 異径ｴﾙﾎﾞ		管端防蝕 ｿｹｯﾄ		ﾗｲﾆﾝｸﾞ ｴﾙﾎﾞ	
				ﾗｲﾆﾝｸﾞ 異径ｴﾙﾎﾞ	
PD形 ｿｹｯﾄ		管端防蝕 ﾆｯﾌﾟﾙ		ﾗｲﾆﾝｸﾞ 45 ° ｴﾙﾎﾞ	
PD形 ﾆｯﾌﾟﾙ				ﾗｲﾆﾝｸﾞ ｿｹｯﾄ	
PD形 ﾌﾟﾗｸﾞ				ﾗｲﾆﾝｸﾞ ﾆｯﾌﾟﾙ	
				ﾗｲﾆﾝｸﾞ ﾌﾟﾗｸﾞ	

四日市市上下水道局 表示記号

主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル
[ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ]-[ﾌﾟﾚｰﾝ]		[弁類・可撓管類]			
ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ 1種 直管		(仕切弁)		(サドル・止水栓)	
		ｿﾌﾄｼｰﾙ仕切弁(浅埋対応) 7.5K		CIP用ｻﾄﾞﾙ分水栓	
B型 ﾁｰｽﾞ		ｿﾌﾄｼｰﾙ仕切弁 7.5K		VP用ｻﾄﾞﾙ分水栓	
B型 異径ﾁｰｽﾞ		粉体仕切弁 (浅埋用)/(7.5K)		PD用ｻﾄﾞﾙ分水栓	
		SⅡ形ｿﾌﾄｼｰﾙ仕切弁(両受) 7.5K		甲型止水栓	
B型 異径ｿｹｯﾄ		NS形ｿﾌﾄｼｰﾙ仕切弁(両受) 7.5K		甲型止水栓片落/ﾅｯﾄ	
B型 異径ﾕﾆｵﾝｿｹｯﾄ		NS形ｿﾌﾄｼｰﾙ仕切弁(受挿) 7.5K		ﾒｰﾀｰ止水栓 (横)	
				ﾒｰﾀｰ止水栓 (立)	
B型 90 ° ｴﾙﾎﾞ		管端防蝕ﾊﾞﾙﾌﾞ		異径ﾒｰﾀ止水栓	
B型 60 ° ﾍﾞﾝﾄﾞ		管端防蝕ﾊﾞﾙﾌﾞ (仮設)		ﾉｰﾊﾞﾙ逆止弁	
		ｹﾞｰﾄﾊﾞﾙﾌﾞ		ﾒｰﾀ逆止弁	
B型 ｿｹｯﾄ				ﾁｬｹｯﾄ	
		簡易仕切弁 粉体 (CIP・耗管)		甲型止水栓 (仮設)	
B型 ｵﾈｼﾞ		簡易仕切弁 粉体 (CIP・叶管)			
		簡易仕切弁 塩ﾋﾞ管			
B型 ﾒﾈｼﾞ		簡易仕切弁 石綿管			
B型 ﾕﾆｵﾝｿｹｯﾄ		(ﾊﾞﾀﾌﾗｲ弁)			
		FCDﾊﾞﾀﾌﾗｲ弁 7.5K			
PVｿｹｯﾄ		補修弁 (浅埋用) H=100			
		補修弁 内外面粉体			
		補修弁 OKﾎﾞｰﾙ (水管橋)			
		(空気弁)			
		急速 (排) 空気弁/内外面粉体 (地下)			
		急速 (排) 空気弁/内外面粉体 (地上)			
		空気弁 (浅埋用)			
		急排小型空気弁/BC製 (地上用)			
		(消火栓)			
		単口消火栓(ｹﾚｯﾌﾟ式)			
		ﾎﾞｰﾙ形消火栓			
		空気弁付消火栓			
		消火栓ﾊﾞﾙﾌﾞ			
		(伸縮可撓管)			
		伸縮可撓継手			
		(不断水割T字管)			
		不断水割T字管 V型(鋳鉄管用)			
		不断水割T字管 V型(鋳鉄ｲﾝﾁ管用)			
		不断水割T字管 F型(鋳鉄管用)			
		不断水割T字管 F型(鋳鉄ｲﾝﾁ管用)			

四日市市上下水道局 表示記号

主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル	主材料パターン	シンボル
[仕切弁]		[管種]		[管径]	
ソフトシール弁	Ⓢ	鋳鉄管	CIP	50mm以下 配水細管	----------
粉体仕切弁	㊄	内外面硬質塩化ビニルライニング鋼管	VLP	75mm以下 配水支管	----------
簡易仕切弁	㊀	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	PLP	100mm 配水支管	————
インサートバルブ	㋑	内外面ポリエチレン粉体ライニング鋼管	PD	150mm 配水支管	—— – ——
		ステンレス鋼鋼管	SUS	200mm 配水支管	— – – —
		上記以外の鋼管	SP	250mm 配水支管	— ‹ - › —
		硬質塩化ビニル管	VP	300mm 配水本管	—— ● ——
		耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	350mm 配水本管	—〈●〉—
		ポリエチレン管	PP	400mm 配水本管	—●● ——
				450mm 配水本管	—〈●●〉—
				500mm 配水本管	— ●●● ——
				600mm 配水本管	— ●●●● ——
				800mm 配水本管	– + + —

特　記　仕　様　書

四日市市上下水道局
平成２１年　７月

第１章　　総　　則

第１条　　本工事は、消石灰沈降槽築造及び付随する配管類一式の施工を行うものである。請負者は本市工事執行規則及び本仕様書を遵守して施工するものとする。

（工　期）

第２条　　平成２２年　２月２６日　限り

（設計図書優先順位）

第３条　　設計図書等相互に差異がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

(1)　質問回答書及び協議指示書
(2)　特記仕様書
(3)　設計図面
(4)　水道工事共通仕様書及び三重県公共工事共通仕様書

（疑義の解釈）

第４条　　本仕様書の解釈及び施工上の詳細について疑義を生じた場合はすべて本局の解釈のとおりとする。

（仕様書の詳細）

第５条　　本特記仕様書は、工事仕様の大要を記載するものでその詳細については、装置一式が完成品として備えるべき必要事項を十分満足すること。

５－１　　請負者は本仕様図書に従って施工するものであるが、これらに明示なき事項であっても施工上又は技術上、或いは安全上当然必要と認められるものは請負者の責任において請負額に増減なく施工するものとする。

（保　　証）

第６条　　本設備１式の保証期間は契約書のとおりとする。但し天災地変等本局が止むを得ないと認めた場合はこれを除外する、また次期工事の既設接合井耐震補強工事完成に伴い切替撤去する配管類については撤去するまでとする。本設備１式の設計製作及び材料並びに据付等に起因すると認められる故障及び能率低下等を生じた場合は、請負者において本局の指定する期間内に無償にて修理又は新品と交換すること。

（関係官公庁への諸手続）

第７条　　工事施工のため必要となる関係官公庁、その他に対する諸手続は請負者において迅速に処理すること、また諸手続きにかかる費用は請負者負担とする。。

（下請工事施工）

第８条　　据付・配線工事等の一部を下請業者で施工する場合はできる限り本市の市内業者

で施工すること。

（納入仕様書・施工図等）

第９条　　本工事施工に必要な設計製作図書及び施工図を提出し承諾を受けること。なお部数については監督員の指示による。

（完成図書及び取扱説明書）

第１０条　　完成図書及び取扱説明書は製本の上４部提出のこと。また、その構成及びサイズ等については本局の指示を受けること。

（工事写真）

第１１条　　工事着手前・施工中、及び完成時の写真を撮影し工事完成届と共に大きさをサービスサイズとしてＡ－４判写真帳に整理して１部提出のこと。なお、同写真をネガフィルム又は、CD-R にて整理し提出すること。

1. 本市指定の黒板に撮影対象を要領よく必要事項を記入の上撮影のこと。

参考

工事場所	
工事名	
撮影箇所	
工種	
寸法・概略	
施工業者	

撮影内容と頻度

2. 工事写真のみで本工事の施工経緯を含め工事の全容を把握できることを念頭に置いて撮影すること。

（適用法令規格）

第１２条　　本工事の設計製作及び試験等に関し特殊なものを除き下記の規格を適用のこと。

水道施設設計指針
水道維持管理指針
水道施設耐震工法指針
水道施設の技術的基準を定める省令
水道法
日本工業規格（ＪＩＳ）
その他　関連法令、条例及び規格

なお、上記規格基準に制定なきものは本局の指示するものとする。

第１３条　検査及び試験

検査及び試験は第１２条適用規格を基準としこれらに規格基準の制定なきものは本仕様書の該当事項及び本局の指示に従うものとする。

１３－１　工場試験

工場立会検査は行わない。但し、本工事で使用する主要材料については製作完了後社内試験成績書を提出し本局の承諾を受けること。

１３－２ 現場試験

現場において施工される据付組立及び加工についての試験及び組合せ総合運転を行うもので監督職員の立合、確認を求めるものとする。

１３－３ 竣工検査

本局との受渡に必要な試験検査であって本局の指示に従って実施すること。

１３－４ 随時検査

請負者は、四日市市検査規定第８条第６項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受験すること。

（産業廃棄物）

第１４条 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分場及び「再生資源の促進に関する法律」に基づく再生資源化施設に搬入すること。

1. 産業廃棄物処理承諾願を提出すること。
2. 建設リサイクル法の対象となる工事については、契約書の別添文書の記載事項について工事担当課で確認を受けた上で、契約書に記載したものを総務課管財契約係に提出すること。
3. 産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。

（工事実績情報サービス）

第１５条 請負者は、受注時において工事請負金額が 500 万円以上 2,500 万円未満の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた上 10 日以内に登録機関に登録申請しなければならない。（ただし、2,500 万円以上の工事については従来どおり）また、（財）の日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

第2章　　設　備　概　要

2－1．設　備　概　要

本消石灰沈降槽は、既設接合井の耐震補強工事に伴う消石灰沈降槽として使用するためのものである。

第3章　　機　械　設　備　仕　様(取扱液体：水道水　残留塩素濃度約 0.5m g /ﾘｯﾄﾙ)

3－1．消石灰沈降槽仕様

(1) 形　　式　　角　型（SUS 製パネル溶接組立て式）

(2) 数　　量　　1 基

(3) 容　　量　　約 100m³

(4) 寸　　法　　3,000×6,000×6,000H

(5) 材　　質　　ステンレス鋼(SUS444、SUS329J4L)

(6) 付 属 品　　仕様・材質については図面による。

角槽受台	1 基
手すり	1 式
二次溶解液分散管	1 基
外タラップ	1 基
内タラップ	2 基
マンホール（鍵付き）	2 個
通気口（防虫網付）	4 個
流入口	1 個
流出口	1 個
液入口（カバープレート付）	1 個
液出口（内部下向きφ200 エルボ取付）	2 個
ドレン口（バルブ共）	2 個
レベル計口（SUS150A フランジ）	1 個
水入口内部ラッパ管	1 個
水入口閉止フランジ（アクリル製、遮光カバー付）	2 個
水出口閉止フランジ	1 個
埋込みアンカーボルト･ナット	1 式
その他必要なもの	1 式

3－2

．消石灰沈降槽配管

消石灰沈降槽配管は図面に図示の通りである。

配管に必要な継手、支持金具を含む工事とする。なお､配管材料については水道施設の技術的基準を定める省令第一条の十七を満足するものとし、証明書、各種試験

成績書等を提出しなければならない。なお、証明書、各種試験成績書等の提出が出来ない場合は監督員の承諾を得るものとする。

(1) 流入配管（土木取合点～消石灰沈降槽）

VP　　150A、300A　　一式

(2) 流出配管（消石灰沈降槽～送水ポンプ吸込口）

VP　　300A　　一式

(3)ポンプ吸込部配管（消石灰沈降槽～送水ポンプ）

SGP　300A－250A　日水協検査合格品　　一式

（内面水道用エポキシ樹脂塗装厚 0.3mm：外面さび止め１回塗り）

(4)ドレン管(消石灰沈降槽～既設雨水桝)

VP・VU　　100A・200A　　一式

(5)オーバーフロー管(２ヶ所)

VP　　200A（端末 SUS 製防虫網付）　一式

３－３．弁類

（1）蝶形弁

・配管接続口径　　JIS10K フランジ　φ150A-1 台、φ300-1 台

・材　　質　　FC/CAC

（2）逆止弁

・配管接続口径　　JIS10K フランジ　φ300－1 台

・材　　質　　FC/CAC(スモレンスキー)

（3）手動仕切弁

・配管接続口径　　JIS10K フランジ　φ300－3 台

・材　　質　　FCD/EPDM

（4）手動ボール弁

・配管接続口径　　TS　20A-１台、TS　80A-1 台

・材　　質　　PVC

３－４．次亜注入配管

仮設塩素注入配管は図面に図示の通りである。

配管に必要な継手、支持金具を含む工事とする。

(1) 注入配管（既設注入配管～消石灰沈降槽流入配管）

HIVP（サヤ管）　20A

耐圧ブレードホースφ６(内径)-φ11(外径)

３－５．検 査

(1) 寸法検査、外観検査、内面溶接線全線ＰＴ検査、水張り検査、水質検査（検査用水は支給する）を行う。

(2) 配管についても併せて水張り検査（検査用水は支給する）を行う。

(3)検査に伴う必要な書類・道具類は監督員の指示による。

(4)立合者は監督員とし、検査は水道技術管理者及び市役所検査室検査員による。

(5)検査終了後、速やかに厚生労働省へ提出する給水開始届出用の添付書類(水道施設検査報告書・図面・写真等)を作成すること。

３－６．そ の 他

(1) 配管接続用ボルトナット・U ボルト・アンカーボルトは SUS304 とする。またガスケットは薬品に充分耐えうるものとする。

(2)流出管・流入管の固定については鋼製形鋼等で脱漏のないよう堅牢に固定すること。

第４章　　工事仕様

４－１．施工順序

施工順序は以下のとおりとする。

(1) 消石灰沈降槽

消石灰沈降槽受台据付→消石灰沈降槽組立→配管工事→水張り試験・水質検査→試運転

４－２．据付工事

本工事は、前述第３章の機器据付の一切を行うものである。

４－３．消石灰沈降槽基礎工事

本工事（土木）とする。

４－４．塗装工事

本工事は、配管支持部の塗装工事を行うものであり、仕様は下記の通りである。ただし、ステンレス部分は適用外とする。

(1) 塗装

さび止め１回を行うものとする。

４－５．その他関連工事

水位計設置工事。（施工時の取合い、試験時期等については調整すること。）

第５条　　その他

５－１　環境配慮

（１）工事用重機・車両・電気の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い、省エネルギー、排出ガス削減に努めること。

（２）大気汚染の防止を図るため、可能な限り低排出型作業機械の使用に努めること。

（暴力団等不当介入に関する事項）

１．　契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は、次のとおりとする。

（１）　四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

（２）　暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

１）　断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、捜査上必要な協力をすること。

２）　契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（３）　上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止等の措置を講ずる。

特記事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報の提供を受けた場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

[別紙]　　制定　平成１９年１２月１０日

改正　平成２１年　４月　１日

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報（工事の施工のために乙が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、

四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号。以下「条例」という。）第１１条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって

保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第９　乙は、資料等を当該工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（１）　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

（２）　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

(研修・教育の実施)

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第１１　乙は、条例第４４条、第４５条、第４７条及び第４８条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第１２　乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第１４　甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

以　　上